

霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月12日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市乗合自動車運送事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第78条第2号の規定により、九州運輸局鹿児島運輸支局長の許可」を「第79条の規定による登録」に改める。

第5条第1項中「150円」を「200円」に改め、同項ただし書中「身体障害者等」の次に「（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添人1人をいう。）」を加え、「80円」を「100円」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月2日から施行する。

（提案理由）

持続可能な地域公共交通を構築するため、霧島市地域公共交通計画に基づき、運行料金の見直し等を行うことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。